

# 香川県認知症疾患医療センター運営事業公募要領

## 1 事業の目的

香川県認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）は、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的として、県が指定する病院又は診療所に設置するものです。

県では、現在のセンターの指定期間が令和8年3月31日で満了することから、香川県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、センターの指定を希望する病院又は診療所の募集を行います。

募集期間：令和7年12月12日（金）から令和8年1月19日（月）期間内必着

## 2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

## 3 事業の内容

要綱第3に定める内容とする。

## 4 公募参加資格

- (1) 要綱第4の設置基準を満たす県内の病院又は診療所であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 当該事業に関するノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (5) 香川県税等について、滞納がないこと。

## 5 公募実施手続

### (1) 事業説明会

- ① 日 時：令和7年12月24日（水）10:30から
- ② 場 所：香川県庁本館12階第1・2会議室（高松市番町四丁目1番10号）
- ③ 留意事項：参加を希望する場合は、「事業説明会参加申込書」（別紙1）を12月23日（火）正午までに香川県健康福祉部健康政策課認知症施策推進グループに持参（土・日曜日、祝休日を除く。）、郵送（期間内必着）、FAX又はE-mailで送付してください。なお、説明会では、応募書類の記載要領等を説明するため、応募を希望する場合は、可能な限り、説明会に参加してください。

提出先メールアドレス：kenkouseisaku@pref.kagawa.lg.jp

## (2) 質問書の提出

- ① 提出期間：令和7年12月24日（水）～令和8年1月7日（水）  
受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15
- ② 提出先：香川県健康福祉部健康政策課認知症施策推進グループ
- ③ 提出方法：応募に当たり、当公募要領の内容及び応募書類の作成等について質問がある場合は、「香川県認知症疾患医療センター運営事業公募に係る質問書」（別紙2）を持参（土・日曜日、祝休日を除く。）、郵送（期間内必着）、FAX又はE-mailで送付してください。
- ④ 回答方法：質問者及び事業説明会参加者全員に対し、1月13日（火）に、FAX又はE-mailにて回答します。また、下記9の場所において閲覧に供します。

## (3) 応募書類の提出

- ① 提出期限：令和8年1月19日（月）  
受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15
- ② 提出先：香川県健康福祉部健康政策課認知症施策推進グループ
- ③ 留意事項
  - ア 提出先まで持参（土・日曜日、祝休日を除く。）又は郵送（期間内必着）してください。
  - イ 期限を過ぎた場合は、受け付けません。

## (4) 応募書類

応募書類は、次の①～③とし、正本を1部、副本を10部提出してください。

応募書類は、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

- ① 認知症疾患医療センター指定（更新）申請書（要綱様式第1号）及び添付書類  
※業務履歴書（別紙3）、連携体制承諾書（別紙4）は、別紙様式を使用してください。
- ② 認知症疾患に係る対応状況調書（令和6年度）（別紙5-1）及び認知症疾患に係る対応状況調書（令和7年度）（別紙5-2）
- ③ 香川県税等（すべての税目）に滞納のない旨の証明書、個人住民税の特別徴収実施確認書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書

## (5) 留意事項

- ① 提出された応募書類は、センターの指定業務にのみ使用します。
- ② 県が必要と認めるときは、追加の資料の提出を求めることがあります。
- ③ 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- ④ 提出された応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 提出された応募書類は、返却しません。
- ⑥ 選定された法人の応募内容については、原則として県が公表できるものとします。
- ⑦ 応募を辞退するときは、辞退届（別紙6）を提出してください。

## 6 審査及び選定

### (1) 審査委員会の開催

指定先の選定に当たり、香川県認知症疾患医療センター指定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別に定める審査基準に基づき、公募参加資格者（以下「応募者」という。）から提出された応募書類により、要綱第5（1）に定める保健医療圏域ごとに、原則として指定箇所数と同数の病院又は診療所を選定します。

## (2) 審査項目

- ① 病院又は診療所の体制
  - ア 人的基盤の状況
  - イ 病院事業等の経営方針・実績
  - ウ 救急医療体制
  - エ センターの運営方針
- ② 事業運営体制
  - ア 専門医療相談の実施体制
  - イ 医師の配置
  - ウ 公認心理師又は臨床心理士等の臨床心理技術者の配置
  - エ 精神保健福祉士又は保健師等の配置
  - オ 検査の実施体制
  - カ 行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療体制
  - キ 地域医療機関等への研修会の開催
  - ク 地域連携会議の設置及び運営
  - ケ 情報収集・発信方法
  - コ センター間の連携
  - サ 診断後等支援機能の実施
  - シ アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能の実施
- ③ 運営経費
- ④ その他
  - ア 立地条件
  - イ 相談・診察実績等

## (3) 審査の方法

- ① 審査委員会は、応募者から提出された応募書類について、審査基準に基づきセンターの適格審査を行います。
- ② 適格審査の結果及び利用者の利便性などを総合的に評価し、指定候補病院又は診療所を選定します。

## (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に2月下旬頃に通知します。また、センター指定時には、県のホームページにおいて、次の内容について公表します。

- ① 選定された法人の法人名
- ② 所管する保健医療圏域等

## 7 指定等のスケジュール

- ① 選定結果の通知 令和8年2月下旬（予定）
- ② センター指定通知 令和8年3月上旬（予定）
- ③ 厚生労働省へ届出 令和8年3月上旬（予定）
- ④ センター指定、委託業務開始日 令和8年4月1日

## 8 その他

県はセンターの指定を受けた者と年度毎に委託契約を締結することとし、委託金額は、次に掲げる額（消費税及び地方消費税を含む。）で、センター運営に係る実支出予定額を基準として決定します。

### (1) 年度毎の委託金額

各年度の県予算及び平成14年12月4日厚生労働省発老第1204001号厚生労働事務次官通知の別紙「介護保険事業費補助金交付要綱」第4の表の第3欄に定める基準額「厚生労働大臣が必要と認める額」の範囲内の額とします。

### (2) 委託対象経費

対象経費は「3 事業の内容」に掲げる事業の運営に必要なものとし、その内訳は賃金、報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、委託料（広報媒体作成、会場設営など主たる業務でないものに限る。）とします。

ただし、診療報酬によりその費用負担がなされるものについては、委託経費の対象に含まないものとします。

### (3) 診断後等支援機能及びアルツハイマー病の抗アミロイド $\beta$ 抗体薬に係る治療・相談支援等機能の実施について

要綱第3(3)及び(4)の内容の委託の可否については、委託契約締結時に判断します。

## 9 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部健康政策課 認知症施策推進グループ 国方、岸上

TEL: 087-832-3271 FAX: 087-806-0230